

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
3 月 31 日
(月曜日)

目 次

○人委規則

- 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………一
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………一
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………二



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項中「厚狭高等学校事務長」を「厚狭明進高等学校事務長」に改め、同表六級の項中「育成中学校長の職務」を

「児童相談所次長の職務
育成中学校長の職務」に、
特別支援教育推進室長の職務
学校運営・施設整備室次長の職務」を

「本庁室次長の職務
特別支援教育推進室長の職務」に、「厚狭高等学校事務長」を「厚狭明進高等学校事務長」に改める。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表五級の項中「講習指導官の職務」を削り、

同表七級の項中「企画室長の職務」を「企画室長の職務
人材戦略室長の職務」に改め、「人事統括官の職務」を削り、「講習指導官」を「運転管理官」に改める。

別表のハ 研究職給料表等級別職務区分表四級の項中

「主幹の職務
専門研究員の職務（特に認めるもの）」を「主幹の職務
鑑定管理官の職務
専門研究員の職務（特に認めるもの）」に改める。

別表のホ 教育職給料表（一）等級別職務区分表二級の項中「萩看護学校教頭の職務」を「福祉総合相談支援センター学習指導員の職務」に改める。

萩看護学校教頭の職務

別表のヘ 教育職給料表（二）等級別職務区分表二級の項中

教育委員会 の事務部局	中学校講師の職務（特に認めるもの） 小学校講師の職務（特に認めるもの） やまぐち総合教育支援センター研究指導主事の職務
----------------	---

を

知事の事務 部局	福祉総合相談支援センター学習指導員の職務
-------------	----------------------

に改める。

教育委員会 の事務部局	中学校講師の職務（特に認めるもの） 小学校講師の職務（特に認めるもの） やまぐち総合教育支援センター研究指導主事の職務
----------------	---

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 福祉総合相談支援センターに勤務する学習指導員

第八条第三項中「は、」の下に「福祉総合相談支援センターに勤務する学習指導員（前条第三項第一号に掲げる職員を除く。）並びに」を加え、「前条第三項第二号」を「同項第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第二十五条第一項中「第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第二十六号様式の二）に、同号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に、「同号ロの」を「同号の」に、「別記第二十六号様式の三」に、「同号ロ」を「別記第二十六号様式の二」に、「同号」に、「別記第二十六号様式の四」を「別記第二十六号様式の三」に改める。

別記第二十六号様式の二を削り、別記第二十六号様式の三を別記第二十六号様式の二とし、別記第二十六号様式の四を別記第二十六号様式の三とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十三号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和四年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表公安職給料表の項中「講習指導官」を削り、「企画室長」を「企画室長 人材戦略室長」に改め、「人事統括官」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。